

①

# 議 案 書

教育委員会  
令和7年3月定例会

## 議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 4
日 程 2	第 8 号議案 …… 長崎市教育委員会表彰規則の一部を改正 する規則	P 5 ～ 6
日 程 3	第 9 号議案 …… 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等 に関する規程及び長崎市教育委員会の職 員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時 間等に関する規程の一部を改正する規程	P 7 ～ 13
日 程 4	第 10 号議案 …… 長崎市教育委員会公印規則の一部を改正 する規則	P 14 ～ 18
日 程 5	第 11 号議案 …… 地方公務員法の一部を改正する法律の施 行に伴う関係規則の整理に関する規則	P 19 ～ 21
日 程 6	第 12 号議案 …… 長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に 従事する職員の勤務時間等に関する規程 の一部を改正する規程の一部を改正する 規程	P 22 ～ 23
日 程 7	第 13 号議案 …… 長崎市教育委員会事務局及び教育機関文 書規程の一部を改正する規程	P 24 ～ 29
日 程 8	第 14 号議案 …… 教育委員会事務補助執行に関する規則の 一部を改正する規則	P 30 ～ 32
日 程 9	第 15 号議案 …… 長崎市教育委員会職員の営利企業への従 事等の制限に関する規則	P 33 ～ 35
日 程 10	第 16 号議案 …… 長崎市学校職員の営利企業への従事等の 制限に関する規則	P 36 ～ 38

日 程 1 1	第 4 号報告 ..... 長崎市科学館運営協議会の審議結果につ いて	P 3 9 ~ 4 2
日 程 1 2	第 5 号報告 ..... 長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果 について	P 4 3 ~ 4 5
日 程 1 3	第 6 号報告 ..... 教育長が臨時に代理した事務の報告及び 承認について（職員の人事について）	P 4 6 ~ 4 9

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和6年10月28日定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和6年11月6日定例会議事録案 . . . 別 添

## 第 8 号議案

### 長崎市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会表彰規則（昭和 29 年長崎市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(3) 教育委員会事務局学校教育部学務課長

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 27 日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

#### 理 由

健康教育課が廃止されることに伴い、長崎市教育表彰審査委員会の委員のうち、健康教育課長を削除し、学務課長を追加したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会表彰規則 新旧対照表 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 9 号議案

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程及び長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

(長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部改正)

第 1 条 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程（平成 21 年長崎市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中第 16 号及び第 17 号を削り、第 18 号を第 16 号とし、第 19 号を第 17 号とする。

別表第 2 第 3 項から第 5 項までを次のように改める。

### 3 教育総務部学校給食課に関する事項

事 項	専決区分		
	部長	課長	係長
(1) 学校給食に関する指導助言をすること。	重要なもの	軽易なもの	
(2) 各種学校給食に関する行事の主催、共催、後援等を決定すること。	重要なもの	軽易なもの	

### 4 学校教育部学務課に関する事項

事 項	専決区分		
	部長	課長	係長

(1) 校長の休暇を承認し、又は届出を受理すること。	1週間未満に限る。		
(2) 市立学校に勤務する教職員（長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項第1号（校長を除く。）、第2号（園長を除く。）及び第4号並びに市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）第2条第1号（校長を除く。）に掲げる者に限る。）の特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）第13条第20号及び第26号に掲げるものに限る。）、公傷休暇、療養休暇、介護休暇又は介護時間を承認すること。	○		
(3) 校長の出張（国内に限る。）を命令すること。	○		

(4) 市立学校の臨時的任用教職員の内申をすること。		○	
(5) 職員（長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例を適用する者に限る。次号において同じ。）の住居手当、通勤手当又は単身赴任手当の支給を決定すること。			○
(6) 職員の扶養親族を認定すること。			○
(7) 市立学校に勤務する教職員（長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例又は市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例を適用する者に限る。）の職務専念義務を免除すること（別に定めるものを除く。）。	○		
(8) 職員（長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例又は市町村立学校県費負担教職員	○		

の給与等に関する条例を適用する者に限る。)の営利企業等の従事制限を許可すること。			
(9) 休業日の承認をすること。	○		
(10) 学齢児童及び学齢生徒（以下「学齢児童生徒」という。）の就学援助に係る給付の認定をすること。		○	
(11) 学齢簿を編成すること。		○	
(12) 学齢児童生徒の入学期日の通知及び就学すべき学校の指定をすること。		○	
(13) 学齢児童生徒の就学、転校、出席等の督促をすること。		○	
(14) 就学義務の猶予又は免除をすること。		○	
(15) 区域外就学の承認をすること。		○	

5 学校教育課学校教育課に関する事項

事 項	専決区分		
	部長	課長	係長

(1) 学校教育、学校保健、学校体育に関する指導助言をすること。	重要なもの	軽易なもの	
(2) 校外行事の実施を承認し、又は届出を受理すること。		○	
(3) 教材の使用を承認し、又は届出を受理すること。		○	
(4) 小学校の就学予定者及び児童生徒の健康診断に関すること。		○	
(5) 各種学校教育、学校保健及び学校体育に関する行事の主催、共催、後援等を決定すること。	重要なもの	軽易なもの	

別表第2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

## 6 公民館に関する事項

事 項	専決区分		
	部長	課長	係長
(1) 公民館の事業を企画し、及び実施すること。	重要なもの	軽易なもの	

(長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第2条 長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成21年長崎市教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康教育課」を「学校給食課」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月27日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

理 由

組織改編に伴う事務分掌の見直しに伴い、総務課、学校給食課、学務課、学校教育課の専決事項を整理したいのと、北部学校給食センターの職員の所属を変更したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程 新旧対照表  
・ ・ ・ 別 添
- ・ 長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程  
・ ・ ・ 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 1 0 号議案

長崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会公印規則（平成 1 4 年長崎市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、出先機関」を削る。

別表第 1 第 1 項の表ひな形の欄を次のように改める。

ひな形
1
3
4
5

6
7
8、9、 10、1 1、12 又は16
14又は 15

別表第1第2項の表ひな形の欄を次のように改める。

ひな形
1
2
2

13

別表第1第2項の表書体の欄を次のように改める。

書体
てん書
れい書
れい書
れい書



別表第1第2項の表長崎市教育委員会印の項中「健康教育課長」を「学校教育課長」に、「学校教育課長」を「学務課長」に改める。

別表第2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、別表第1の改正規定（同表第2項の表長崎市教育委員会印の項中「健康教育課長」を「学校教育課長」に、「学校教育課長」を「学務課長」に改める部分を除く。）及び別表第2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第17項までを1項ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年3月27日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

#### 理 由

組織改編に伴い、公印に係る規定を整理したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 新旧対照表  
・ ・ ・ 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 1 1 号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に  
関する規則

(長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則及び  
長崎市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の一部を改正する  
規則)

第 1 条 長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則  
及び長崎市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則(令和 5 年長  
崎市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

(長崎市立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部  
を改正する規則)

第 2 条 長崎市立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則  
(令和 5 年長崎市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正す  
る。

附則第 2 項中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

理 由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和 6 年法  
律第 7 2 号)による令和 3 年地方公務員法改正法(令和 3 年法律第 6 3

号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。)の改正に伴い、令和3年地方公務員法改正法を引用している条文の整理をする必要があるため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会の職員で単純な労務に雇用される者の就業規則及び  
長崎市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 新旧対照  
表 . . . 別 添
- ・ 長崎市立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則  
. . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を  
教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃  
すること。

〔以下、略〕

## 第 1 2 号議案

長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（令和 5 年長崎市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

理 由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 2 号）による令和 3 年地方公務員法改正法（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年地方公務員法改正法」という。）の改正に伴い、令和 3 年地方公務員法改正法を引用している条文の整理をする必要があるため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会の職員で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 1 3 号議案

長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程の一部を改正する  
規程

長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程（平成 2 1 年長崎市教育  
委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 文書の整理及び保存（第 3 6 条—第 5 5 条）	
第 6 章 雑則（第 5 6 条—第 5 9 条）	を
「第 5 章 文書の整理及び保存（第 3 6 条—第 5 6 条）	」
第 6 章 歴史公文書の収集及び引継ぎ（第 5 7 条・第 5 8 条）	に
第 7 章 雑則（第 5 9 条—第 6 1 条）	」

改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、図面、地  
図、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他  
人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をい  
う。以下同じ。）であって、組織的に用いるものとして、事務局が保  
有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売する  
ことを目的として発行されるもの

イ 本市の施設において、現に市民の利用に供することを目的として  
管理がされている図書、図画、刊行物、パンフレットその他これら  
に類するもの

ウ 本市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究

用の資料として特別の管理がされているもの

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 歴史公文書 次に掲げる情報が記録された文書その他歴史資料として重要な価値を有する文書をいう。

ア 市の組織及びその機能又は政策の検討過程、決定、実施若しくは実績に関する重要な情報

イ 市民の権利又は義務に関する重要な情報

ウ 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報

エ 本市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報

第2条の2を第2条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

(文書作成の原則)

第2条の2 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微である場合を除き、文書を作成しなければならない。

第4条第1項中「及び学校給食センター整備室」を「、学校給食センター整備室及び地域クラブ活動推進室」に改め、同条第2項中「及び学校給食センター整備室長」を「、学校給食センター整備室長及び地域クラブ活動推進室長」に改める。

第15条第1項ただし書中「次に掲げる」を「軽易と認められる」に改め、同項各号を削る。

第42条第1項中「満了した文書」の次に「で保存の必要があるもの」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「前2項の規定による」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、総務課長は、特別の理由があると認めると

きは、同項の規定による引継ぎの時期を指定することができる。

第45条第1項中「文書」の次に「で保存の必要があるもの」を加える。

第52条の見出し中「廃棄」を「保管終了の決定」に改め、同条中「ついては」の次に「、総務課長に合議の上」を加え、「廃棄処分」を「保管終了を決定」に改める。

第53条の見出し中「廃棄」を「保存終了の決定」に改め、同条第1項中「を廃棄処分」を「については、保存終了を決定」に改め、同項後段を削る。

第54条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（保存文書の保管終了の決定の特例）」を付し、同条第1項中「毎年1回これを廃棄処分」を「総務課長に合議の上、毎年1回保管終了を決定」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（文書の廃棄）

第54条の2 主務課長は、第52条の規定により保管終了を決定した文書又は前条第1項の規定により保存終了を決定した文書のうち歴史公文書を除くものについて、速やかに廃棄処分をしなければならない。

2 総務課長は、第53条第1項の規定により保存終了を決定した文書のうち歴史公文書を除くものについて、速やかに廃棄処分しなければならない。この場合において、総務課長は、関係課長に廃棄する期日等を通知するものとする。

第55条に見出しとして「（秘密文書等の廃棄に係る措置）」を付する。

第6章の章名を削る。

第56条中「、文書管理システムに代えて」を削る。

第59条を第61条とする。

第58条中「本庁機関の」を削り、同条を第60条とする。

第57条中「この規程」の次に「（前章を除く。）」を加え、同条を第59条とし、同条の前に次の章名を付する。

## 第7章 雑則

第5章の次に次の1章を加える。

## 第6章 歴史公文書の収集及び引継ぎ

（歴史公文書の収集、保存及び管理）

第57条 総務課長は、第52条の規定により保管修了を決定した文書及び第53条第1項又は第54条第1項の規定により保存修了を決定した文書のうち教育長が別に定める基準に該当するものを歴史公文書として決定しなければならない。

2 前項の歴史公文書の決定は、主務課長の意見を聴いて行うものとする。

（歴史公文書の市長への引継ぎ）

第58条 総務課長は、前条の規定により歴史公文書を決定した場合は、当該文書の引継ぎを市長に申し出なければならない。ただし、市長が歴史公文書に該当する文書でないものとして引継ぎを受けない文書があるときは、当該文書に係る歴史公文書としての決定を取り消し、速やかに廃棄処分しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

総務課	教総
学校施設課	教施

適正配置推進室	教適
生涯学習企画課	教生
生涯学習施設課	教生施
学校給食課	教給
学校給食センター整備室	教給セ
学務課	教務
学校教育課	教学
地域クラブ活動推進室	教地ク

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月27日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

理 由

組織改編に伴う事務分掌の見直しに伴い、文書記号を整理したいのと、教育委員会における歴史公文書の取扱いに関し必要な事項を定めたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程 新旧対照表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 1 4 号議案

### 教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務補助執行に関する規則（平成 1 8 年長崎市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 教育委員会事務補助執行に関する規則（平成 1 8 年長崎市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市民生活部スポーツ振興課長」を「市民生活部長、市民生活部スポーツ振興課長」に改める。

第 2 条 教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市民生活部スポーツ振興課の項の前に次のように加える。

財務部資産経営課	(1) 教育財産の管理（施設包括管理業務に関するものに限る。）に関すること。
----------	--

第 3 条中「市民生活部長」を「財務部長、財務部資産経営課長、市民生活部長」に改める。

#### 附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

#### 理 由

教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管

理に関することのうち、公共施設包括管理に係る業務の一部を、その業務を所管する市長の補助機関たる職員に補助執行させることなどのため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 教育委員会事務補助執行に関する規則 新旧対照表 ・ ・ ・ 別 添

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 2 8 条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 15 号議案

### 長崎市教育委員会職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、長崎市教育委員会の事務局及び長崎市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する職員（長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 3 年長崎市条例第 14 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する職員を除く。）に係る営利企業への従事等の制限については、長崎市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（令和 7 年長崎市規則第 29 号）の例による。

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 27 日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

#### 理 由

長崎市教育委員会の事務局及び長崎市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する職員の営利企業への従事等の制限について、長崎市職員の営利企業への従事等の制限の取り扱いと同様としたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

・長崎市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則・・・別 添

「参 照」

○ 地方公務員法（抜粋）

（営利企業への従事等の制限）

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 長崎市立長崎商業高等学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。次号において同じ。）及び実習助手
- (2) 市立の幼稚園の園長、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師

- (3) 市立の幼保連携型認定こども園の園長、副園長、保育教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師のうち市長が別に定める者
- (4) 長崎市立長崎商業高等学校の事務職員のうち教育委員会が別に定める者
- (5) 第1号及び前号に掲げる者のうち、事務局、学校以外の教育機関等に勤務を命ぜられたもの

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 16 号議案

### 長崎市立学校職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 3 年長崎市条例第 14 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する職員に係る営利企業への従事等の制限については、長崎県立の学校職員の例による。

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 27 日提出

長崎市教育委員会  
教育長 西本 徳明

#### 理 由

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号に規定される職員についての、営利企業への従事等の制限について、長崎県の学校職員の取り扱いと同様としたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 照」

○ 地方公務員法（抜粋）

（営利企業への従事等の制限）

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において「学校職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 長崎市立長崎商業高等学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。次号において同じ。）及び実習助手
- (2) 市立の幼稚園の園長、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師
- (3) 市立の幼保連携型認定こども園の園長、副園長、保育教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師のうち市長が別に定める者

(4) 長崎市立長崎商業高等学校の事務職員のうち教育委員会が別に定める者

(5) 第1号及び前号に掲げる者のうち、事務局、学校以外の教育機関等に勤務を命ぜられたもの

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 4 号報告

### 長崎市科学館運営協議会の審議結果について

令和 7 年 1 月 3 1 日に開催した長崎市科学館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

長崎市科学館運営協議会

会長 神 尾 進 二

### 理 由

長崎市科学館運営協議会の審議結果について、長崎市科学館条例施行規則第 2 3 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

## 「別紙」

### 長崎市科学館運営協議会の審議結果

1 日時 令和7年1月31日（金）14時00分から15時40分まで

2 場所 長崎市科学館 工作室

3 出席者 委員 13人中8人出席

事務局 教委総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員1人

指定管理者 館長、運営マネージャー

#### 4 審議概要

##### (1) 報告事項

ア 次期指定管理者について

イ キャッシュレス決済の導入について

##### (2) 審議事項

ア 冬の企画展「『録る』を科学する」について（視察含む）

イ 令和6年度の事業実施報告について

ウ 令和6年度上半期の収支状況について

エ 令和7年度事業計画（案）について

#### 5 主な意見

(1) 冬の企画展について、入口の展示内容、写真が動画になるプロセスが分かりやすかった。最終的にテレビに帰着していく内容だったが、近年はスマートフォンで動画撮影している子どもも多く、そちらに帰着させる案もあったのではないか。

(2) 冬の企画展の展示物で科学館職員が作成したものは、実際に作成した職員の名前をメッセージとして表示すると、親近感がわき、科学館

がより身近に感じられるのではないか。

- (3) 冬の企画展について、フロッピーディスクなどの展示物を見たことがない子どもたちも多い。ボランティアなどを募集し展示物について説明する職員を配置するとわかりやすいと思う。
- (4) プラネタリウムの利用について、他の業種と科学館がコラボして、例えば映像を投影しながらの結婚式や、色々な発表会を行うなど、一般投影以外でプラネタリウムを活用できないか。
- (5) 科学館が実施している出前講座について、幼少の時期から科学に興味をもたせる観点から、学校教育課と連携しながら全小学3年生を対象に出前講座を実施してはどうか。
- (6) 他の科学館では「毒」に関する展示が開催されていた。普段、関わることない「毒」についての展示で興味がわいた。大人が興味を持つ企画を開催し、大人と子どもと一緒に観覧することができる企画もよいのではないか。
- (7) 子どもたちに対して環境教育やESD（持続可能な開発のための教育）活動を広げていく必要があると考えているが、事業計画においても、環境という視点からの内容を充実していただきたい。

「 参 照 」

○ 長崎市科学館条例（抜粋）

（科学館運営協議会）

第15条 科学館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市科学館運営協議会を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市科学館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第23条 条例第15条に規定する長崎市科学館運営協議会の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

## 第 5 号報告

### 長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について

令和 7 年 1 月 2 7 日に開催した長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

長崎市恐竜博物館運営協議会  
会長 水 嶋 英 治

### 理 由

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について、長崎市恐竜博物館条例施行規則第 1 5 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果

- 1 日時 令和7年1月27日(月)10時00分から12時00分まで
- 2 場所 長崎市役所17階 中会議室
- 3 出席者 委員 12人中9人出席  
事務局 生涯学習施設課長ほか3人  
指定管理者 恐竜博物館長、係長、学芸員
- 4 審議概要
  - (1) 令和7年度事業計画書【指定管理者】
  - (2) 令和7年度事業計画書【恐竜研究所】
  - (3) その他
- 5 主な意見
  - (1) 修学旅行の誘致目標が前回の資料の2,000人から1,000人に変更されていたことなどから、目標値の変更の有無や増減が比較できる資料を追加してほしい。
  - (2) 宿泊体験学習のワークシートは、子供たちの主体的な活動を引き出していた点で改善されていると感じたが、さらなる改善が必要である。
  - (3) 長崎駅や長崎空港、野母崎に向かう途中に、もう少しオブジェなどの旅行客に対するPRができるものがあると良い。
  - (4) 春の企画展の副題をイグアノドン命名200周年記念としている割には、イグアノドンに関係している展示面積が非常に狭いことから、イグアノドンに関する展示物をもう少し拡充させるべきではないか。

「参 照」

○ 長崎市恐竜博物館条例（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会）

第14条 恐竜博物館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市恐竜博物館条例施行規則（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会の審議結果の報告）

第15条 条例第14条に規定する長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕